

# 明治 32 年宮城県の「子育会社」事件について

——明治期における類似保険の実態 (1-1) ——

田 村 祐 一 郎

- I. 序 論
  - 1. 開題
  - 2. 資料
- II. 子育会社事件
  - 1. 子育会社の概要
    - (1) 会社数と所在地別・登記日別分布
    - (2) 名称
    - (3) 会社形態
    - (4) 事業の目的
  - 2. ブーム到来
    - (1) 山形県から宮城県へ
    - (2) ブーム
    - (3) 宮城愛育合資会社
    - (4) 契約金受領広告
    - (5) 類似保険の仕掛け
  - 3. 子育会社事件の背景
    - (1) 金融緩慢と競争意識
    - (2) 資金講
    - (3) 赤子養育仕法
- III. 結 び

## I. 序 論

### 1. 開題

明治 14 年と 15 年に東京を中心に類似保険ブームの第一波が発生し、一旦沈静化した。次いで明治 26 年頃から 33 年保険業法制定にかけて第二波が起きた。これは西日本を中心とする前半期と、東日本中心の後半期に分かれたが、後半期のピークとなったのが明治 32 年宮城県における「子育会社」事件であった。

第一波については、規約等の史料や同時代人の観察記録が残されており、また後代の研究 [1~5] がある。これに対して第二波については同時代人の粟津清亮や矢野恒太の観察記録 [6~14] はあるものの、実態はほとんど知られていない。そこで筆者は、明治 32 年 1 月から 33 年 9 月までの期間について『河北新報』紙を参照し、「子育会社」事件の実態を僅かではあるが知ることができた。本稿は、恐らく類似保険ブーム第二波

に関してわが国で最初の報告になるものと思う。

ここでは、この事件の前半部、つまり子育会社の発生から最盛期までを扱う。32年11月上旬に突如として子育会社の社員が捕縛され、ほぼ全社に対して解散命令が発せられた。この後半部と子育会社事件の意義、さらには類似保険問題一般に対して示唆するところなどは別の機会に論じたい。以下、本文中のカッコ内に示したのは引用した『河北新報』の年月日である。<sup>1</sup>

## 2. 資料

子育会社に関する情報は投書欄「はがき集」、 「涌谷通信」「塩釜片信」等の地域通信欄、とりわけ雑報欄から得ることができた。いずれも一行から数行程度の断片的情報が得られただけであるが、何件かまとまるとジグソーパズルのように実態の一端が浮び上った。「類似保険会社」と題するやや長文の記事は有益であった (32. 10. 4)<sup>2</sup>。

一方、保険業法制定にまつわる事情や東京火災仙台支店の盛況が伝えられるなど、この地方で保険に関心と理解があったことが示されている。

史料として意外に有益であったのは本紙掲載の広告であった。特に32年8月中旬以降、子育会社による広告量が急増し、これらによって会社名、開業日、代理店等の開設、社則変更などについての情報が得られた。但し、新聞のみでは、各社の加入者数、財務状況、社則の全容などについて情報は得られなかった。

## Ⅱ. 子育会社事件

### 1. 子育会社の概要

#### (1) 会社数と所在地別・登記日別分布

『明治大正保険史料』第2巻第2類に、明治32年8月から同年11月までの『官報』から抜粋したと称する宮城県合資会社登記リストが掲載され、社名、登記日、所在地、事業目的の4項目が列記されている。リスト掲載の会社数は宮城県について156、他の月の分を『官報』から拾って含めれば171であった。一方、『河北新報』から筆者が抽出した会社数は98、両方のリストで重複する会社は57、差し引き212、どちらにも出ないが判例 (33. 7. 9) に現れる会社1、合計213が知り得た会社数である。正確度

1 『河北新報』は、明治32年から33年にかけて奇跡的といえるほどに完全に紙面が残されており、宮城県図書館と新聞ライブラリー（横浜市）において参照することができた。また、一部欠落していた部分については、東京大学「明治新聞雑誌文庫」から複写を得ることができた。

2 因みに「類似保険」という呼称が用いられたのはこの記事だけで、一般的には「子育会社」事件が使用されていた。ごく少数であるが「生子会社」「赤子（児）会社」も使われている。「擬似会社事件」あるいは単に「会社事件」という言い方も、稀ではあるが見出された。

を検証する方法はないが、『河北新報』（32. 11. 9）には「或る筋の調査によれば本県内に於ける子育て社は殆んど二百種」とあるから、当らずといえども遠からず程度の正確性はあるであろう<sup>3</sup>。

子育て社の所在地別分布を見ると、仙北地方では多い順に桃生郡（67）、登米郡（29）、遠田郡（25）、牡鹿郡（17）、志田郡（10）、本吉郡（7）、黒川郡（5）、栗原郡（4）、加美郡（1）など合計 165 社であり、一方、仙南地方では宮城郡（5）、名取郡（2）、亶理郡（2）、伊具郡（2）、刈田郡（2）、柴田郡（1）など合計 14 にすぎなかった。仙台市は 27、不明 7 である。因みに、桃生郡の中でも小野村には 19 社が設立されたらしい。

このように、宮城県の類似保険は仙台市よりむしろ郡部に、それも仙北地方に圧倒的に多くみられた。『宮城県史 3』[pp. 478-88]によれば、宮城県は「普通おおまかに仙南・仙北の二大地域に区分」されるが、仙北地方は「典型的な水稲単作地帯」であり「米以外の商品作物はほとんど見られない」。一方、仙南は「米作への依存度が低く、これをカバーするための商業的農業である養蚕業が」営まれていた。さらに子育て社は、大地主が多く存在し小作率の高い郡部に多く見られた。遠田（25）、志田（10）、桃生（67）、登米（29）の仙北 4 郡がそれで、例外は牡鹿（17）など小数である。つまり、宮城県の類似保険は、米作を中心として小作率の高い仙北地方に多く出現した。これが宮城県に特徴的であるか否かは不明であるが、今後の課題として残しておきたい。

次に登記日別（もしくは開業日別）分布であるが、宮城県における最初の子育て社の出現時期は分からない。記録上最も早いのは、2月23日登記の「共済」（仙台市）という会社であった（32. 2. 26）。次に3月20日登記の「帝国赤児保育」（登米郡佐沼町）、4月6日付開業広告の「日本遺族共済」（桃生郡鷹来村）、6月14日登記の「内国生育」（遠田郡涌谷町）、同日開業広告の「国民結婚保護」、そして6月29日付け登記の「内国生児保養」（桃生郡小野村）の順である。『河北新報』によれば、2月下旬に仙台市で「博愛育成資金」が設立一步手前までいっていたが（32. 2. 26）、「組織」をめぐる争いで頓挫したらしい（32. 3. 18）。

2月から6月までは5社、7月は8社で、子育て社の設立がにわかに増え始めるのは8月以降であり、この月には合計52社が登記された。続く9月には旬間毎に20社前後が設立され、合計58社となった。10月も中旬までほぼ同じペースで会社が設立された。登記日（または開業日）が判明している会社数は162社であるが、旬間別に設立数を挙げてみると、以下の通りである。但し、広告で「登記」とされていても、『官報』に掲載されていない事例があった。

3 なお、明治32年6月から12月にかけて商業登記や法人設立登記は、仙台市で発行された『東北新聞』に掲載される旨公示されており、この間に『官報』掲載の登記はごく僅かであった。

8月1日～10日=20, 11日～20日=9, 21日～31日=23 (8月=小計52), 9月1日～10日=18, 11日～20日=19, 21日～30日=21 (9月=小計58), 10月1日～10日=20, 11日～20日=12, 21日～31日=5 (10月=小計37), 11月=2

## (2) 名称

会社名は〇〇△△合資会社というように、合資会社の前に地名や事業目的を示す言葉が…多くは4字で…つけられている。保険という言葉は使用されていないが、「共済」を用いた社名はいくつかある。「生子」と「生児」, 「赤子」と「赤児」, 「愛子」と「愛児」, 「子育」「扶育」「愛育」, 「育児」「保育」「保養」「子養」などよく似た言葉が使われる例が多い。これらの微妙に異なる言葉を使いながら自己主張をしているようで、社名は興趣に富む。明治人の言語感覚が豊かであったのか、それとも無造作であったというべきか、評価の難しいところではある。

社名以外にはデータの残らないケースでは、同一会社名の誤記であるのか、それとも別会社であるのか、判別の困難な場合があった。同一会社であることがハッキリしている場合を除き、別会社として処理した。一つの県にごく短期間に現れた200社の名称総てを挙げれば一大壮観であるが、紙幅の制約上別の機会に譲り、ここでは少数の例をあげた。以下では、会社名は「 」で示し、「合資会社」は省略した。

帝国愛子 (遠田郡涌谷町), 帝国育児 (牡鹿郡), 帝国子養 (牡鹿郡石巻町), 帝国赤児 (登米郡佐沼町), 帝国生子 (登米郡), 帝国赤児保育 (不明); 仙台育子, 仙台子育, 仙台育児, 仙台生児保育, 仙台保養; 内国赤子保養 (桃生郡小野村), 内国生児保養 (同), 内国生児 (仙台市); 日本生児養育 (桃生郡野蒜村), 日本育児 (桃生郡飯野川村), 日本生子 (登米郡), 日本生子保養 (仙台市)

奇妙な長い社名を持つ会社もあった。

出産保護養畜補助博愛 (遠田郡涌谷町), 小牛田産神赤児守育 (遠田郡小牛田村), 子孫養育遺族共済同仁 (同), 子孫遺族保護加美郡 (加美郡中新田町), 仙台仏教慈善子育

## (3) 会社形態

これ等の会社は、ごく僅かの合名会社を除けば、全てが合資会社であった。この点について『河北新報』(32. 10. 4)に次の指摘がある。「彼等の多くは合資会社と名[付]け裁判所の登記をなしたるまま其筋の認可をも受けずして開業しつつあり扱實際其会社の性質を吟味するに保険業に異ならず之を以て其営業上より言えば明治30年8月5日の農商務省令第5号により第1条の保険業を営まんとする者は其営業所を設くべき地の地方長官を経由して農商務大臣に営業の許可を申請すべし第2条保険営業を目的とする株式会社の発企人は発企認可の申請書と同時に営業許可の申請書を差出すべしとありて必ず同令により其筋の許可を受けざるを得ざるものなるも前述の如く登記のみに済まし

巧に規定を楯として営業をなし居る者なる」云々と。

この後に保険業法（33. 7. 1）は保険事業の担い手を株式会社と相互会社に限定した。しかし、同時期にできた株式会社の多くが決して健全な経営内容でなかったことは保険史上周知の事実である。一方、合資会社は保険事業を営むことができなくなったが、子育て社の事業が果して「保険事業」であったか否かが問題となった。これについては翌33年7月9日大審院が一つの判断を示している。因みに『河北新報』には、この判決のことも上告人「産児保護」合資会社も全く現れてこない。

#### （4）事業の目的

類似保険の対象とする事故は死亡、火災、養老、分娩、結婚、学資、引退など多様であったが、宮城県の類似保険会社では出産と養育が最多であった。一般的に「子育て社」と称された所以であり、宮城県の特徴であったかもしれない。事業目的を引用してみるが、表現は実に多彩である。もっとも、分娩時の一時金支給か、一定年齢生存時の契約金支払か、といった詳細は不明である。

「東北赤子を保育す」「嬰兒養育費及学資の補助」「子孫養育及学資の為」「生子保育の事業」「生児養育の補助」「共育愛児を保教す」「国民子養を保教す」「生子慈育学資の補助」「出生赤子を保育す」「生子仁育の事業」「子養資本を補助す」「愛子保養の資金を補助」

僅かであるが、「嫁時の費用」「結婚の補助」など今でいう婚資保険まがいの目的があり、また変り種では「建造物営繕の資」「乗馬買入交換の資金供給」「死者遺族保護」「疾病病傷者の保護資料」があった。長いものでは「生死養育保護児童就学資料結婚保護資料の共済」（奥羽生子学齢結婚合資会社）や「死者遺族保護生死養育学齢児童奨励」（遺族保護生児養育奨学資金扶桑）、「生子養育資金、牛馬買入資金、斃牛馬の買継資金」（出産保護養畜補助斃畜救済博愛）がある。

## 2. ブーム到来

### （1）山形県から宮城県へ

32年4月早々解散を命じられた山形県の類似会社の一つに最上遺族共済があった（32. 4. 2）。『河北新報』『はがき集』に次の問答が載っている。「最上遺族共済合資会社は解散せし処〔宮城県桃生郡の〕鷹来支店は未だ申込を受けて居る之れは本店と関係なきものか（面妖生）」（32. 4. 9）。「面妖生に告ぐ最上遺族合資会社は解散せられしも鷹来支店は今回新たに日本遺族合資会社を設立し従来の最上遺族の契約人を日本遺族に移したり（世話人）」（32. 4. 14）。

なお、「日本遺族共済」およびその姉妹会社と推測される「子孫保育」社は、4月6日付で福島県福島町に代理店を開いたと広告している。「はがき集」には、「僕は日本遺

族共済子孫保育二合資会社登米代理店の事務員になり度い」という投書が載っていたから (32. 4. 28), 有望な新興企業と目されていたのであろう。ところが, 「子孫保育」は6月21日付で「解散」したと公告されている (『官報』32. 6. 27)。結局, どういう会社であるのか不詳である。

さて, 類似保険を潰すとの中央政府の方針が山形県で再び容赦なく実行に移された形跡がある。『河北新報』「河北近事」によれば, 山形県は5月末に「不生産的合資会社」に解散を命じた。「此頃益々不生産的合資会社続出の有様なるより検事局にては調査の上先きに北村山郡外ニヶ所の遺族共済合資会社を解散せし如く断然解散の命を与えんとす」(32. 5. 27)。山形県の類似保険は同時代人の観察にも全く現われなかったが, 実は宮城県に先立ってブームが訪れ, 逸早く解散措置が執られていたことが判明した。

## (2) ブーム

こうして類似保険の舞台は山形県から宮城県に移った。『河北新報』の紙上に開業広告が見られるようになるのは6月からで, 最も早いのは「日本子孫保育」であった。「今般其筋の認可を得設立致候間江湖の諸彦陸続御賛成の上御加盟被下度候尚該規則御入用候はば請求次第各地申込所より進呈可致候 明治32年6月2日 社長阿部嘉左衛門」。以下, 社員5人の氏名が列記されている (32. 6. 4)。次は「国民結婚保護合資会社」であった。「今般其筋之認可を得国民結婚保護合資会社設立致候に付陸続御申込相成度候也 但し申込規則御入用の方へは御申越次第早速御送付申可上候 6月 宮城県桃生郡小野村116番地 国民結婚保護合資会社 業務担当社員×××× 業務担当社員××××」(32. 6. 14)。

子育会社の設立がブームとなりつつあったことを示す記事がある。「石鉄重役共は此頃は生子保険会社設立に狂奔して鉄道の方はソッチ退けだ馬鹿々々しい(一株主)」(32. 6. 10「はがき集」)。「石鉄」とは石巻鉄道のことである。

8月以降になると, なかなか景気の良い広告や記事が見られるようになった。「帝国育児合資会社佐沼代理店は契約人に対し取扱いの親切なる為め大に信用あり目下毎日5, 60名の申込みあり」(32. 8. 18「佐沼町片信」)。「業務の拡張 当社は本年8月15日の開業にして今日に至る僅かに50余日にして契約人殆んど三千に充てんとす…明治32年10月7日 陸前涌谷町 帝国愛子合資会社」(32. 10. 8)。

業務拡大によって人手不足になったのか, 新卒者が採用された。「奥羽簿記学館 今度桃生郡飯野川人身授救合資会社より同館へ社員雇入方を依頼し越せしに付直ちに卒業生××××○○○○△△△△の三名を紹介したりと云う」(32. 9. 1)。「同仁合資会社事務員増加 遠田郡涌谷町に設置しある子孫養育遺族共済同仁会社にては益々業務を拡張し事務整理の為今般簿記学館より卒業生二名を雇用せしと」(32. 9. 26)。

塩釜では, 仕事を放り出して勧誘に精を出すものが大勢いた。「塩釜港近況…出産又

は生子保護合資会社代理店の看板日増に多く既に三四十種もあり為めに本業を棄てて申込世話人をなすもの甚だ多し（24 日報）」（32. 9. 26）。

弁護士さんも多忙であった。「石巻の某弁護士は平生は 5 銭掛け合資会社を解散すべし杯と言って居ながら内所では其の会社の定款を起草して居る（ホコトン生）」（32. 9. 27 「はがき集」）。

余りに盛んとなり、遂には「町村役場書記附属員等は役場に於て支給の報酬に比し二三倍の給料を与え雇入るるより何れも辞職して入社する現況なれば町村事務より郡治に及ぼす影響少なからず」云々とさえ指摘された（32. 10. 4）。

今回調査してみて驚いたのは、子育て会社が支店、代理店、出張所、申込所などを次々に設立して地理的拡張を図っていたことである。「今般業務拡張の為め宮城郡塩釜町 322 番地に出張所を設置し本社同様便利を旨とし事務取扱候陸続御申込あらんことを 明治 32 年 7 月 日本生子保養合資会社 塩釜出張所」（32. 7. 12）。「愛国子養合資会社代理店 石巻の有力家等が設立したる同会社は生子養育の資を得せしむるの目的にて新商法の規程に依り組織したるものにて基礎の強固なるより世の信用を博し応募者中々多きを以て創業以来日至て浅きに拘はらず業務を拡張し今度其代理店を当市肴町 1 丁目 22 番地に置き東北探明社主×××氏之を引受け取扱う事となれりと」（32. 9. 3 「雑報」）。

広告の中には、ある地域で開店した代理店主の名で出されたものもあったが、次の投書は代理店開設の希望を表明したものであろうか。「生子養育の会社にして当村に申込所又は代理店の設けなき会社と契約し度し当欄又は直接に御照会を乞う（遠田郡小牛田仲町××××）」（32. 9. 13 「はがき集」）。同じ日の同じ紙面に同じ人の名前で二つの広告が載っていた（32. 10. 8）。まず、開業広告がある。「当会社は今般設立致し最も着実信用を旨とし御契約仕候間陸続御申込被成下度且当社代理店出張所申込所御望の方は至急御来談相成度候也 桃生郡前谷地村前谷地 260 番地 前谷地子育て合資会社 社長×××」。次に同じ人が代理店契約を解除する旨の広告がある。「小生等都合有之全国子育て学資合資会社を退社す且つ以後の関係を絶ち 32 年 10 月 5 日 桃生郡前谷地村 ×××」。代理店を開業した所、あまりの盛況に自分で会社を作った方がいいと思ったのであろうか。

### （3）宮城愛育合資会社

200 社余りの子育て会社のうちで最も印象深いのは「宮城愛育」合資会社である。8 月早々に「宮城愛育合資会社の好況」という記事が載っている（32. 8. 5）。「東一番丁 61 番地同社は益々好況にして創立後一ヶ月に認たずして既に乙種加名者は三千名に近く即ち一組二千名の定規に超える殆んど千名に及びしより石堂社長は一昨日立町通り三河亭に各地代理店主任を招待し右祝意を兼ねて慰労の宴を張り尚ほ一同へ単物地一反つつを贈り」。

ここでは「創立後一ヶ月に認たずして」とあるが、5月13日「河北近事・福島県」に「宮城愛育合資会社は今回福島町へ代理店を設置し一昨日祝宴を張れり」とある。同一会社かどうか不明である。この会社には32年9月12日創立の「明治愛育」という姉妹会社があり、社長はいずれも石堂萬という人物であった。宮城愛育社と石堂社長については時おり報道されている。

「宮城愛育合資会社 石堂萬氏は事務視察を兼ね契約金迅速払渡方催足の為め仙北各代理店出張所巡回中の由因に記す同会社は来月初旬又々満員の祝宴会を開くの計画中なり」と(32. 8. 30)。「同合資会社の組織にかかる乙種第二の組は今般満員に達したるを以て今14日午後2時より清水小路対橋楼に於て満員第二祝宴を催す由なり」(32. 9. 14)。「同社々長石堂萬氏は支店設置の為登米郡へ社員××××氏は二本松代理店祝宴会に臨席に為同地へ出発せり」(32. 9. 20)

当時、販売促進に宴会が利用されたが、東京火災仙台支店の祝宴は「官民有志二百余名」を招待し、落語家を東京から呼び宮城音楽隊が終日吹奏したりと、「近来の盛宴」ぶりであった(32. 3. 14)。他の合資会社も負けずに宴会を行っていた。「吾妻赤児保育合名会社は本社登米郡宝井村に置き当市の代理店は南鍛冶町佐藤喜兵衛方に設けるが目下申込者は一千二三百名に及びたりと云う因に記す昨日正午より五城館に於て発会式を挙行し盛なる饗宴を張れり」(32. 10. 13「雑報」)。小牛田産神赤児守育会社は「創業以来申込契約人既に二千人を超え更に第二回募集に着手する筈にて右祝意を表する為め来月中旬頃不動堂村糠塚山に於て社員及び契約人の園遊会を催すと」(32. 10. 27「雑報」)。

当時、既に千人規模の宴会や園遊会が開かれていたのかと驚くのは偏見であろうか。面白いことに、次の投書があった。「頼母子講の集会で精養軒に参りしに膳部は至って新鮮あらざる者計りであった(衛生重次郎)」(32. 9. 27「はがき集」)。

#### (4) 契約金受領広告

この当時、契約者の名前で保険金受領広告を出す慣行があった。「帝国子育資金」社則第21条には「契約金受授の際は新聞広告料として払渡金額の内より金50銭を引去り相渡すべし」と規定されていたから、半ば強制的に広告を出させていた。「日本遺族共済」などによる「保険金受領広告」が載っているが(32. 8. 8)、とりわけ派手にこの種の広告を出していたのは「宮城愛育」であった。参考のために一例を引いてみる。

##### 宮城愛育合資会社契約金受領広告

一金 25 円	宮城郡原町	森	キミ
一金 25 円	全	高砂村	安達ハル
一金 25 円	全	原町	二瓶エナ
一金 25 円	福島代理店	黒澤	ナツ

一金 25 円 全	佐藤キチ
一金 25 円 古川代理店	佐々木ハマヨ
一金 25 円 全	佐々木ムメ
一金 25 円 全	今野サツキ
一金 25 円 石巻代理店	高橋サタ
一金 25 円 全	伊藤キク

私共予て同社と乙種契約致置候処今般出産仕候に付き各代理店及出張所を経て前記の金額正に受領仕候依て此段謹告す 明治 32 年 8 月」（32. 8. 12）

同社はこの種の広告をほぼ毎日のように出していた。32 年 8 月と 9 月について整理してみると、以下のものであった。実際にこの通りに支払ったかどうか分からないが、虚偽であるという証拠もない。仮に虚構であったとすると、地名と氏名を考えるだけでも大変であっただろう。

	8 月	9 月
広告掲載日数	24 日	22 日
掲載なし	3 日	3 日
欠号	4 日	5 日
契約金受領者数	219 人	217 人
契約金支払額	5597.5 円	5847.5 円

金額不詳の「保養料」と双子の特別祝儀料が含まれることがあったが、この会社では契約金は一人当り一律 25 円であった。加入者数は一組 2,000 人であるから、8 月であれば合計 5,600 円が徴収される。一人当り約 2 円 80 銭、それを 219 回にわけて徴集するから一回当り 1 銭 3 厘である。分娩者が一人出ると 1 銭 3 厘ずつ合計 219 回徴集される。もっとも、これらの金額は保険でいう純保険料に当るから、ローディング部分を含めて、多分、加入者一人当りでは毎月 4 円から 5 円見当の負担になったのであろうか。

当時の貨幣価値はわからないが、『河北新報』紙（32. 6. 15）には、田植手間賃は男性が日給 20 銭、女性 12～13 銭とあったから、分担金は決して安い金額ではなかった。そこで「翻って被保人を見れば中流以下の者多きより中には什器衣類櫛簪の如き者まで売払い契約金に充つるより経済上言う可かざる影響を及ぼし直接間接に一家の経済を紊乱し加ふるに貧困者は公納を軽んじて掛金を先にする有様なるより町村国県税の未納者夥だしく」云々と伝えられた（32. 10. 4）。

（5）類似保険の仕掛け

子育て会社の規約としては、本稿末尾に「附録」として掲げた「帝国子育て資金」会社のものが完全な形で残っているから、それを参照願いたい。『河北新報』はこれを「模範的意味」で掲載しているが、実際には殆んど同一であった筈である。

ここでは、大正11年に粟津清亮[11]が保険業法後も生き延びていた類似保険の一つとして紹介した「会津育児」合資会社を引いて見る。同社は「宮城県の産児保険会社と同一業務にして、被保険者を被約人と称し事故発生後の集金式に拠れる所謂出産保険類似の事業」であったから、この会社を見ると宮城県の子育会社の仕組みが分かる。同社は福島県若松市に明治32年9月創立。資本金額2,000円。目的は「生児養育資金の基本作成の周旋」である。申込料は1件70銭、契約金受取人…「被約人」と称された…の資格は「生児養育の義務ある者若くは被約人の家族又は親族」、契約金の支払は「被約人分娩したる場合に20円以上36円までの金額を払渡す」、掛金は「800人を一団とし、団員の分娩毎に一人5銭」を徴集する。また「分娩の際死亡するも赤子存すれば契約金全額を支払い、流産死体分娩は収入掛金の返戻を受く」という規定があった。

類似保険と呼ばれるものは、ある事故(死亡、出産、結婚、火災など)について加入者を募り、加入者の間にその事故が発生すると掛金を徴収して、その中から手数料を引いて約定金額を渡す、いわゆる「事後賦課式」と呼ばれる方式を取る。矢野恒太[13]によると、当時は「課税保険」と呼ばれた。子育会社の場合には、いわば出産祝金を加入者から集めて分娩者へ渡すというものである。

この場合、会社自体が保険を引き受けるのではないから、会社の収入源としては掛金の一定割合を手数料として徴収するほかない。「会津育児」会社であれば、分娩のたびに40円を徴収するから、それと契約金との差額が会社の収入となった。それ故、事故が発生すればするほど会社の収入が増えるから、「日本生子保養会社代理店の社員は掛金を二度も三度も集金する(石巻町一契約人)」(32. 6. 30「はがき集」)のも当然であった。

子育会社は決して非営利ではなかった。「日本遺族共済会社は契約日数30日を経過せざる死亡被約人16人前を集金して居る(不都合太郎)」(32. 5. 12「はがき集」)。「不都合太郎君に御答申す契約日数30日を経過せざる死亡被約人の集金云々と投書ありしか元来当会社は営利を目的とする者なれば30日は偕て置き3分間でも被約死亡者の掛金を集金せねばなりません(日本遺族共済合資会社)」(32. 5. 17「はがき集」)。

死亡を対象事故とする類似保険会社の中には瀕死の病者を探して加入させる慣習があり、しかも、一人の瀕死の病者に多くの会社が殺到したが(32. 5. 27)、同じことが子育会社でも起った。「某樓の娼妓は何人かの胤を宿として本月は五ヶ月に及びし処各生子会社の申込取扱人は先きを争うて其の名前を借りに来るとか」(32. 9. 2)。11月上旬に摘発されたときに悪事の発覚したものがいた。「被害者中にも或る女の懐胎せるを附け込み契約金受取の際は其幾分を渡すべしとて懐胎せる婦人の名義のみ籍り契約したるものあり故に一人の懐胎者が数人に名義を籍す等不正の所為ありしと云えり」(32. 11. 8)。いわば逆選択奨励保険であった。

一方、子育会社にとっても妊婦こそ望ましい加入者であった。児愛斎藤合名は端的に呼び掛けた。「本社は幾多会社より割よく組織す 妊娠の御婦人は早く」（32. 10. 7）。

半面、こう度々掛金の徴収にこられては加入者も煩わしかったであろう。やがて掛金の支払に滞る者がで始めたらしい。「同仁」は 9 月下旬に規約を改正したが、その中に次の一条が含まれた。「子孫養育遺族共済同仁合資会社へ契約申込たる人にして規定の掛金義務を怠りたる人に対しては本社規則第 19 条に依り除名解約す」（32. 9. 23）。「至急広告」と題して悲鳴に似た広告を出した会社もあった。「本社に加盟せし契約人に於て掛金の通知を受けたる日より日数五日を過るも掛金せざるものは社則第 6 条及第 9 条の条項に依り其契約を無効とす但掛金皆済後猶七日を経過の日に於て契約金を払渡すべし且つ是まで掛金払込まざるものは此広告の日より五日以内に掛金を払込むべし若し払込まざるものは前条の通本社は其処置を為すべし 明治 32 年 10 月 19 日 小牛田産神赤児守育合資会社」（33. 10. 19）

一方、子育会社の側でも資金の融通に困ったのか、契約金の支払が遅れるようになった。「日本生子合資会社役員に伺い申す分娩後 40 日の成規を過ぎても御渡しにならぬは何故なりや（不都合太郎）。「帝国赤児合資会社では集金はドンドン嚴重だが渡し金は分娩後 30 日以内の規約を経過し 40 日になりても渡しぬ（不思議太）」（32. 8. 10 「はがき集」）。支払をしない子育会社を 11 月の摘発直前に告発しようとした加入者がいた。「涌谷町の或る会社に入社せる某は自分の女房が出産したるゆえ会社に対し約束の金員を請求せしに未だ事務の整理が付かぬより今暫らく猶予されたしなど」と言を左右にして支払わないので、「二度目の催促に及べば社長が不在なりとて仕払わぬより某は憤り態々出仙弁護士を依頼し詐欺取財の告訴せんとするの矢先き判検事の出張となり今回突然捕縛されしものなりと」（32. 11. 8）。

不安な気持ちを抱く加入者も出てきた。「私は共済保険の加入者であるが 6 月 22 日より 7 月 30 日まで日数 39 日間に 98 回分の支払をした即ち一日平均二人半以上の死亡者ある割合となる而して同社は逐次其の死亡人名を新聞紙上に広告する筈なるに今に其の事なきは何ぞや（懲詐欺生）」（32. 8. 2 「はがき集」）。これに対する回答がある。「共救生命保険会社は 6 月 29 日より 7 月 30 日迄に 98 回掛金を徴収したとの投書ありしが当店取扱いの死亡者は同期間 52 名にて此は集金を了れり猶氏名報告或は集金法に就き疑わしと想う人は来店の上帳簿を縦覧あるべし（同会社仙台代理店）」（32. 8. 4 「はがき集」）。広告のルビには「けふさい」とあるから「共救」と書いて「きょうさい」と読んだらしい。なお、同社は青森県所在で明治 33 年 4 月 9 日に解散を命じられた。<sup>4</sup>

4 『東奥日報』（33. 2. 21）には同社へ青森県の検査が入ったことを伝える記事がある。「一時処々に現はれたる頼母子講的保険会社は最初の甘言に似もやらず種々の不都合を働きたる末自滅となりたるもの多く為めに被保人の迷惑を来たしたること少なからず当地の共救生命保険会社とか云うものも同種類のものなれば世間の評判区々にして僅かに其の命脈を保ち居る由なる」云々と。

さて、宮城愛育社では契約金受領広告の通りであるとすれば、2,000人のうち毎月200人ずつ分娩して退社するから、その分が補充されねばならない。この会社では、分娩ごとに一律25円を支払うから、臨月が近ければ近いほど加入者は有利になる。見込み違いで分娩が遅れば加入者は損をする。この辺が加入者にとっては賭けに当たる。ある回数分支払えば、掛金総額が契約金を上回りかねない。実際、「同仁」の改正規約によれば、分娩通知50回に達した加入者には契約金を払うと広告している。

宮城愛育の補充がスムーズにいったか否か明らかでないが、少なくとも人口や競争を考えると、かなり難しかったであろう。「同仁」社では、「第25条 被約人第8条の定数に満さるときは又は分娩解約等の為め欠員を補充するも尚ほ充当せざるときは各項目を現在義務者の数に割合払渡すべし」と定められていた。

さすがに他の会社では、加入した日から分娩までの期間の長短に応じて契約金の額が違っていた。「同仁」社の規約によれば、加入後分娩までの日数で金額が規定されていた(32.9.23)。

「210日以上150円 181日以上210日まで135円 161日以上180日まで120円  
121日以上150日まで105円 91日以上120日まで90円 61日以上90日まで75円  
31日以上60日まで60円 15日以上30日まで45円」

なお、子育て社は、「会津育児」が示すように、必ずしも短命に終るとは限らない。一定の数の加入者が常に確保され、補充がスムーズに行き、加入者が仕組を理解しており、何より逆選択を避ける方法があれば、比較的長期間続くことは考えられる。この点、加入者の平均年齢が上昇する可能性がある死亡講とは異なるところである。

### 3. 子育て社事件の背景

#### (1) 金融緩慢と競争意識

後に子育て社が摘発されたときに『河北新報』は指摘した。「彼れ等は千円或は二千元の資本金の触れ込みにて入社金1円を徴収し出産の際には50円或は70円を渡すべしと云へ出産祝として一人より尚金5銭を徴集しながら資本金などは更らになく入社員よりの出金を目的となし居るより全く詐欺の手段に出でしものと認められ」云々と(32.11.7)。

なぜ、詐欺に近いと評された子育て社がブームとなったのであろうか。むろん、全国的な流行現象であるから、より広く素材を集め、他の社会経済的現象と考え合わせながら分析することが必要であろう。この現象は、金融緩慢を背景とする一種のバブルであったとみるべきであろう。

宮城県の銀行史を見ると、明治30年代は金融緩慢期であった。明治31年には七十七銀行が株式会社へ改組された外、宮城農工銀行が開業し、明治32年には県下の銀行は

10 行を数え、「32, 3 年には県内に小銀行が頻繁に設立された」[16, p. 464]。33 年春に各地で小銀行が濫設されたことについて、その原因が『河北新報』（33. 3. 4）で指摘されている<sup>5</sup>。

第一に、約束手形の発達と共に従来の金貸業者等が各自の債権を集合し、これを株式に引き直し、銀行営業の名目の下に従来の金貸業を経営せんとするもの、換言すれば金貸業の業務拡張のためのもの、第二に「地方的感情より来りたる者にて甲地に於て銀行の設立されたるに乙地に於て銀行なきは恥辱なりだとの観念より乙地に於ても設立する者」、そして第三に「個人的若くは党派的権勢の競争より来りたるものにて一地方一町村に於て数多銀行の設立さるるは概ね此種に属せり」。どうやら宮城県各地に多数の子育て社が設立された要因の一つに、他地区に負けたくないとか、あるいは同じ地区で他の者に負けたくないという競争意識があったらしい。

子育て社ブームも金融緩慢を背景とし、地域間の、あるいは「個人的若くは党派的権勢の競争」意識が働いていたのであろう。なお、子育て社の創立者についてはほとんどデータはないが、筆者は当初、子育て社の大部分が郡部に作られたことから地主など地方の名望家がこのブームの担い手ではないかと推量していた。例えば「大地主は積極的に地方銀行設立に参加し」といった『宮城県史 3』p. 503, 地主層中心の経済構造があったからである。しかし、創立者の職業を示す僅かな例…海産物商、薪炭商、米商、染物職、荒物商など…から判断すれば、むしろ一般の商人や市井人たちがブームを担ったのではなかっただろうか。

## (2) 資金講

この金融緩和が子育て社と並んで、いやその少し前からもう一つの現象を産み出していた。それは「講」であった。当時の宮城県では「資金講」と呼ばれる講が大流行していた。明治 32 年 5 月の状況が「無尽講の流行」と題して報じられている。

「近来市内に無尽講の行はるること驚く可きものあり其数已に一千余講に及びて開講する者日に一二を下らず或は割烹店に於てし或は公会所に於てし或は一私人の邸宅に於てするあり所謂世話人なるものの日に数講を掛持ちして優に生計を営み居れりというに至りては亦盛んなりと謂うべし斯る流行は一面に於て資金融通の一小機関たるべしといえどもまた世上人心の漸く倦怠に流れて投機的人物の増加せし現象に外ならず現に一千余講中正当の無尽講と見るべきもの甚だ稀にして多くは富籤的なるは世運の為將た社会風習の為看過すべからざる問題なるべし」(32. 5. 14)。

金融緩和に伴う投機的風潮が発生し、それに伴う退廢的気分の醸成が伺われる。やがて子育て社に先立って無尽講は「県令第 49 号を以て」禁止された。

「公衆を会し頼母子講無尽講其他名義の如何に拘らず之れに類似の挙行を為さんと

5 これと同趣旨の記事が『東奥日報』（33. 3. 7）にも掲載されている。

するときは発起人より其目的方法役員の氏名住所並びに挙行の日時場所を詳記し所轄警察官署を経て県庁に届け出で認可を受くべし認可の後に於て公安風俗を紊るの行為ありと認むるときは其認可を取消すことあるべし本令以前に組織せる講社は本令発布後十日以内に前項の認可を受くるにあらざれば之を挙行することを得ず本令に違ふ者は五銭以上95銭以下の科料又は一日以上十日以下の拘留に処す」(32. 10. 13)

資金講は続々摘発されて資金講役員が捕縛され(32. 10. 15)、遂には解散が相次いだ(32. 10. 27)。参考のために「石巻共益資金講」事件に関する予審終結決定書が掲載されており(33. 4. 5)、資金講の仕組みと運営を知るには参考になる。

「牡鹿郡石巻町字本町28番地×××外三名の富籤興行予審終結決定書を記さんに被告等は共謀して石巻共益資金講なるものを発起し満株を1200株となし一株につき金50銭を掛け当籤したるものは金150円を交付すべしと称し持込世話人なるものをして其僥倖額を記したる該講則を頒布せしめ或は開会当日前に於て当籤金花籤金掛金額等を記したる広告札を人目を惹くべき箇所に貼付し第一石巻共益資金講を昨年6月20日石巻裏町白喜座に於て開会し同日講員500人余を集め一人につき金50銭宛合計金250円余を擲集し当日掛金50銭を支払いたるものには抽籤券なるものを交付し之れを所持するものには当籤番号を付したる籤を抽かしめ其残り籤の次き番号を以て当籤者と定め当籤金を交付する方法を以て之を開籤し当籤人××××に当籤金150円を交付し」た。

同じ方法で7月20日に第二回を開き、講員1,200人から一人当たり50銭、計600円を集め、当籤人一人に150円を交付、8月20日第三回では講員700人から350円余を集めて当籤人に当籤金150円を交付、9月20日第四回では500人前後から230円余を集めた。但し、このときには「当日出席人員の数により比較逋減して当籤金100円を交付すべきの処現金75円と残金25円を証書にて交付し」た。こうして「利益を僥倖するの富籤を興行し」たが、さらに「被告等は第二石巻共益資金講なるものを発起して講員を募集し前同一の方法により富籤を興行した」というものである(33. 4. 5)。

要は、私設宝籤興行であったが、興味深いことにこの種の講は仙台、桃生、登米、遠田等に多く見られた。いうまでもなく、類似保険が数多く出現した地域に重なる。講は、保険研究者によって相互扶助の側面が強調され、しばしば保険の原始形態と目される。しかし、一時的に多額の金銭の授受が絡む仕組みは、相互扶助と共に投機的にも使用されるという、両義的性格をもつと考えるのが自然であろう。実際、講の不当な利用は昭和戦前でも盛んであったし、戦後には暴力団が資金源として頼母子講を使った事例がある。それ故、投機性の強い資金講が盛んであった地域では、保険もまた同様に投機あるいは賭博性を帯びて流行する可能性は充分にあった。

### （3）赤子養育仕法

子育会社事件は、金融緩慢に伴う投機的現象の一つであり、資金講とほぼ同質の現象であったと見るのが自然である。ただ、なぜ、「子育」、つまり出産保険・養育保険紛いであったのか、という疑問が残る。

類似保険が対象としたリスクは様々であったが、多くは生死、とりわけ死亡であった。この場合には島根県の「ばば講」や新潟県の「死ね死ね講」のように、投機色がもっと強く、ある意味で陰惨な性質をもつ類似保険となる。関東大震災後は火災保険会社の評判が落ち、その結果、火災を対象とする類似保険が主流となった。これに対して宮城県では、出産と養育が主要な対象事故とされた。もっとも、他県にも子育会社的なものはあったが、なぜ、宮城県にこれほど多数が生れたかは分からない。しかし、仙台藩の人口政策として「赤子養育仕法」があったとされており、その影響があったのかも知れない。

土屋喬雄 [17] によれば、わが国では古代より墮胎の悪習が広く行われていたが、仙台藩でもその例に漏れなかった。そこでこの藩では寛政 6（1794）年頃より「赤子養育仕法」の制度が採用された。「旧仙台藩の赤子養育仕法は、養育料の給与及び教諭を二大方針とし之に加ふるに刑罰を以てする相当に整備せる制度であった」。土屋喬雄は、この制度は約 60 年余の間行われ「多少の効果を挙げたものの如くである」が、しかし、必ずしも悪風を根絶し得るほどではなく、それというのも「かかる悪風はその根ざす所甚だ深かった」からであったと述べている。

この制度が仙台藩に独特であったのか、あるいは他の地方に比べて際立っていたのか、また明治期に何らかの形で残っていたのかなど、いずれも不明である。それ故、明治 32 年に「子育会社」が簇生したことと何らかの関係があるのかどうかは分からない。しかし、なぜ子育であったかを知るカギが隠されているかもしれない。

## Ⅲ．結　　び

初めて明治 32 年夏の『官報』リストを見たときに、一種異様な感じを受けた。よく似た名前と同じような目的をもつ合資会社が一つの県に非常に数多く出現していたからである。同じ現象は明治 28 年の島根県にも見られた。一体、どうしてこのような現象が生じたのであろうか。

おそらくは、だれか天才的な才能が類似保険という仕掛けを考え付き、それが同じ県内で模倣者を生み、民衆の間に「熱狂」をもたらしたのであろう。それらは次々に潰れたり潰されたりしたが、近隣の地方に波及していった。その一波が山形県から宮城県に移っていった。ここでは「子育会社」という形をとったが、民衆の間に熱狂を産み出し

た。こうして、ガルブレイス [18] の言うバブルであったとみるのが最も自然な見方であろうか。

以上が明治 32 年宮城県に生じた「子育て会社」事件の前半部の概要である。こののち 11 月上旬に突如として舞台は暗転し、ブームは急速に萎んでいった。後半部についても既に材料は揃っているが、紙幅の制約もあり、別稿を期したい。

#### 付録

以下は、11 月上旬の摘発の後、『河北新報』(32. 11. 16~18) に「山師会社大掃除の結果確実なる会社組織の機運に向いつつある事は前号に記載せしが右組織上の参考として左に帝国子育て会社組織を掲ぐべし」として掲載されたものである。他の会社について規約は残っていないので、参考のために全文を掲載した。一部、現代風表記に直した。なお、宮城県図書館と新聞ライブラリー（横浜市）で参照した『河北新報』では規約の一部が欠落していたが、宮城県図書館の御教示により東京大学「明治新聞雑誌文庫」から複写を得ることができた。歴史的文書の発掘ができたことに対して、関係機関には深甚なる謝意を表したい。

第 1 条 本会社は子育て資金を備えるの目的を以て商法第 3 章に依り組織す

第 2 条 本会社は帝国子育て資金合資会社と称し本会社を巖手県西磐井郡一関町 219 番戸に設置す便宜各地に支店若しくは出張所申込所を設くる者とす

第 3 条 本会社は無限責任社員と有限責任社員を以て組織す其責任本額は 5 千円とす

第 4 条 本会社存立期限は明治 32 年 8 月 25 日より満 20 ヶ年とす但し満期継続することあるべし

第 5 条 本則に依り契約を為さんと欲する者は毎日午前 9 時より午後 4 時迄の間に於て本会社若しくは支店出張所或は申込所に就て証書用紙を受け所要の事項を記載し契約人及保証人等署名捺印の上差出すべし本会社は之を証拠として契約を締結すべし

第 6 条 申込証書記載の事項中詐欺又は隠蔽の廉あるか若しくは契約締結後虚偽の行為等発見したるときは其契約は無効に属し随て申込証書失効の後と雖返付せず且既収の掛金を没収す尚刑の失効又は其他不正の行為に依り分娩或は死亡したる者は又同じ

第 7 条 本会社の契約は掛金の義務ある契約人一千人を以て一組の定数とす定数外多数申込のあるときは便宜の方法を以て二組又は三組と漸次拡張することあるべし

第 8 条 本則に依り契約申込の際は一件に付申込料として甲種は金 1 円 50 銭乙種丙種は金 1 円を払込むべし本会社は該申込を承諾したる上は契約証券を交付するものとす但申込料は解約其他何等の事情あるも手数料及諸般の経費に充当するを以て之を返付せず

第 9 条 契約人は締結の日より 14 日間掛金を要せず 15 日目より契約人中相互に分娩者ある毎に一件に付甲種は金 20 銭乙種は金 10 銭丙種は金 6 銭を報告五日以内に払込へし但し契約人は幾回分にも前納し置くことを得

第 10 条 前条の払込通知を受け五日以内に掛金を払込さるときは契約を無効とす但既収の掛金を没収す

第 11 条 契約人分娩或は左の各項に依る場合は戸籍抄本並に医師若しくは産婆の証明書を添え速に申出らるべし本会社は事実を審査し往復日数を除き 20 日以内に契約証券引換に左の割合に拠り契約金を払渡す者とす爾後掛金を払込に及ばず

契約締結の日より	甲種	乙種	丙種
15 日以上	金 70 円	金 35 円	金 20 円
30 日以上	金 90 円	金 45 円	金 30 円
60 日以上	金 120 円	金 60 円	金 40 円
90 日以上	金 150 円	金 75 円	金 50 円
120 日以上	金 180 円	金 90 円	金 60 円

150 日以上 金 200 円 金 100 円 金 70 円

180 日以上 金 300 円 金 110 円

一契約人中双子分娩者は一子と見做すへし母子共健全なときは契約金の外に保養料として金 10 円を贈与す△二契約人中死産或は半産したる時は母の保養料となす常時払渡へき金高の内一割減じ払渡すへし△三難産により母の死亡したるときは契約金を払渡すへし尚生子健全なときは保養料として金 10 円を贈与す△四疾病により死亡したるときは既収の掛金を返付す又一千人に掛込たる上死亡したるときは契約金甲種は金 220 円乙種は 110 円丙種は金 70 円を払渡すへし△五契約人死亡したる場合は其親族に契約金を払渡すへし尚其場合は親族及保証人の連署を要す

第 12 条 契約人一組の定数に対し掛金を払込たるときは爾後掛金を払込に不及尚三ヶ月を経て分娩せざるときは契約金甲種は金 210 円乙種は金 110 円丙種は金 70 円を払渡すへし

第 13 条 契約人中同日に分娩したるものは相互に掛金するの義務あるものとす

第 14 条 契約人第 7 条の一組に満たざるとき又は満数の後分娩者或は解約者等ある毎に欠員を補充するも尚不足あるときは掛金の義務ある契約人現在数の割合を以て第 11 条各項に依り契約証券引換に払渡すものとす但 10 人以下の端数は五捨六入の割を以て計算す

第 15 条 契約人に於て左の場合其都度事項記載の届出書に各定むる手数料を添え本公司若しくは支店出張所申込所に申出らるべし其手続を為さるときは本則第 6 条の規定を準用す但契約人は掛金払込の義務あるを以て転住又は旅行の際は本公司の承諾を得て代人を定め置く事を要す△一契約証券紛失損傷にて書換若しくは再渡を求むるときは関係者連署したる届書に手数料金 30 銭を添えし契約証券の氏名変更若しくは転住のため訂正を要するときは其関係者連署したる届書に手数料金 5 銭を添えし

第 16 条 本公司は契約人の請求により解約に応ずるときは既収の掛金を返付せざるは勿論尚解約日迄の掛金を受領の上解約すべし

第 17 条 契約人中契約締結の日より 14 日迄に分娩したるときは契約金払渡さず契約証券引換に甲種は金 1 円 50 銭乙種丙種は 1 円の保養料を贈与す

第 18 条 本会の契約人は一人にて甲乙丙種と契約すること差支なしと雖契約人は一組一件に限り、但一組に付全契約二件以上を申込みたるときは先きに申込一件を以て有効とし其後の申込は総て無効とす随て其申込料は返付せず

第 19 条 契約人の都合に依り掛金に差支たるときは其当日に払込むべき半額は無利子にて貸与することあるべし此場合は契約金払渡の際其払渡金より差引残額を払渡すものとす

第 20 条 本公司解散の場合に於ては存在の契約人に対し既収の掛金に年 5 朱の利子を付し其契約人に払戻すべし

第 21 条 契約金受授の際は新聞広告料として払渡金額の内より金 50 銭を引去り相渡すべし

第 22 条 本公司と契約締結したる関係者は既に本則を黙諾の上加盟したる者と見做すべし

#### 参考文献

- [1] 笠原長寿「組合保険問題について—日本における保険資本の形成とその展開過程に対する研究の一節として」明治大学『商研年報』3, 1958 年 1 月（笠原長寿遺稿集刊行会編『共同組合保険論集—笠原長寿遺稿集』共済保険研究会, 1982 年, pp. 27-74）。
- [2] 水島一也「日本資本主義の生成・確立と保険事業」日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史・総説編』保険研究所, 1968 年, pp. 31-145.
- [3] 安藤良雄「共済五百名社の歴史的意義」安田生命 100 年史編さん委員会編『安田生命百年史』同社刊, 1980 年, pp. 1-47.
- [4] 小藤康夫「類似保険会社の台頭と崩壊」『生命保険文化研究所所報』第 70 号, 1985 年, pp. 59-123.
- [5] 小林惟司「明治初期の保険思想と類似保険」『生命保険協会会報』第 254 号, 1997 年 4 月, pp. 1-14.
- [6] 粟津清亮「我国生命保険事業の失態」『東洋経済新報』第 5 号, 明治 28 年 12 月（『粟津博士論集

- 1』 pp. 104-122)。
- [ 7 ] 粟津清亮「我邦に於る生命保険事業の前途に就て」『保険雑誌』第5号, 明治29年1月 (『粟津博士論集1』 pp. 131-140)。
- [ 8 ] 粟津清亮「生命保険会社法の制定に就て」『太陽』明治29年3月20日 (『明治大正保険史料』2-1, pp. 363-4)。
- [ 9 ] 粟津清亮「類似生命保険会社の事を記す」『保険雑誌』第13, 14号, 明治29年9月10日 (『粟津博士論集1』 pp. 264-284)。
- [10] 粟津清亮「生命保険の過去現在及将来」明治32年10月稿 (『粟津博士論集1』 pp. 503-532)。
- [11] 粟津清亮「火災保険類似事業の公行」大正11年1月1日『保険銀行通信』 (『粟津博士論集5』 1928, pp. 251-260)。
- [12] 粟津清亮「最近の火災保険類似事業に就て」『保険学雑誌』第318号, 1928年9月, pp. 52-63.
- [13] 「保険事業処分に関する一新問題 (大審院と農商務省との衝突)」『東京日々』明治33年11月20日 (『明治大正保険史料』第2巻第1編, 1937年, pp. 707-716.
- [14] 矢野恒太「本邦生命保険事業の欠点」『明治大正保険史料』第2巻第1編, 1937年, p. 136.
- [15] 宮城県史編纂委員会編纂『宮城県史3』宮城県史刊行会, 1964年。
- [16] 宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史2』宮城県議会, 1974年。
- [17] 土屋喬雄「旧仙台藩の赤子養育仕法」『経済学論集』第3巻第1号, 1924年6月, pp. 187-220.
- [18] ガルブレイス『バブルの物語』鈴木哲太郎訳, ダイヤモンド社, 1991年。